

第 26 回労供労組協総会議案書

日時：2009 年 3 月 13 日（金）、午後 4 時より

場所：タブレット根岸 5F 会議室

もくじ

はじめに	2
I. 2008 年度経過報告	2
II. 2009 年度活動方針	12
資料	
1. 労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定	13
2. 労供労組協名簿	14
3. 労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト	15
4. ろうきょう通信 No.26～No.32	19
5. 第 21 回トラブルホットライン報告	33
6. 第 29 回しごと情報ネット運営協議会資料	39
7. 労働者派遣事業適正運営協力員会議資料	42
8. 協同出資・協同経営で働く協同組合法・要綱案	47

議事次第

1. 開会
2. 副議長挨拶
3. 議事
 - 第 1 議題 2008 年度経過と 2009 年度活動方針提案
 - 第 2 議題 2008 年度決算報告と会計監査
2009 年度予算提案
4. 役員選出
 - 2009 年度役員選出
5. 閉会

はじめに

違法な日雇派遣を行っていたグッドウィルは、昨年7月に廃業しました。日雇派遣をなくすための政府の労働者派遣法改正案が国会上程されましたが、1ヶ月未満の派遣契約をなくすだけで、不安定な就労実態が解消されるものではありません。改悪される項目もあります。政府案に反対し、労働者派遣法の抜本的改正を目指す労働者の運動は、大きく盛り上がっています。

急激な経済危機の到来によって「派遣切り」が横行し、失業によって住居まで失う事態も発生しています。

労供労組協は、今こそ労働者供給事業を売り込もうと努力していますが、労働組合が行う労働者供給事業は社会的に認知される状況になっていないため、なかなか思うにまかせません。

そのような状況の中、連合の非正規労働センターと労供事業研究会の準備をしてきました。社会政策学会でも分科会のひとつのテーマに取り上げてもらいました。

労働者供給事業を広めるとともに、このような雇用不安の中でも労供労働者の雇用と生活を守れる制度づくりをすすめていかなければなりません。

I. 2008年度経過報告

1. 主な活動課題

(1) 労供労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者性の追求と雇用関係の拡大
 - a.労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
 - b.労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）
- ②労働者の不利益になる行政施策に反対する。
- ③職安行政の動向に対応して、勉強会や説明会を開催する。

伊藤議長の復帰に伴い、5月8日（木）に厚生労働省職業安定局需給調整事業課の鈴木英二郎課長および東京労働局需給調整事業部の浅野浩美部長と懇談しました。

今期は厚生労働省、東京労働局ともに要請は行われませんでした。

(2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①企業組合スタッフフォーラムの供給・派遣を拡大し、日雇派遣労働者の組織化を図る。
- ②「供給・派遣」や「供給・請負」などによる労働者事業体づくりを拡大する。
- ③しごと情報ネットの活用をはかる。
- ④パソコン教室の活用など職業教育をおこなう。
- ⑤違法な派遣、請負を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。

【スタッフフォーラム】

企業組合スタッフフォーラムの第9期（2007年11月～2008年10月）は、フルタ

イム換算で約 160 人月の派遣を行い、第 8 期の約 4 倍になりました。

スタッフフォーラムでは供給・派遣の仕組みの中で、主に OA 機器操作の派遣事業を行ってきましたが、昨年 5 月より、製造・倉庫業への派遣を他の派遣会社から移管する形で開始しました。

これに伴い、代表執行役としての専任者を配置し、また、営業及び事務も配置し、従来からの懸案であった専任者の配置が実現し、新たな事業展開を図っているところです。

また、製造・倉庫業への派遣に加え、今年になってから自動車整備士等の派遣も開始しました。これらの派遣を行うにあたり、供給元組合として、新たに全港湾および全日建運輸が加わり、特定組合員（※）として出資してもらい、現在では出資総額が 1,240 万円になっています。

※特定組合員（企業組合スタッフフォーラム定款より）

（組合員の資格）

第 7 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる個人（以下「個人組合員」という。）及び法人等（以下「**特定組合員**」という。）とする。

(1) 個人組合員

- (1)イ 本組合の事業について経験のある者。
- (2)ロ 本組合の目的に賛同する者。

(2) **特定組合員**

イ 本組合に労働者を供給する労働組合。

課題として、組合員意識の向上があります。

就業者は労働組合の組合員になるとともに企業組合の組合員にもなってもらう必要（組合員比率：従業員（事業に従事する者）全体における組合員の比率が 3 分の 1 以上である必要がある）があるため、組合員としての認識を持ってもらう必要があります。

ところが、スタッフフォーラムの場合は多くのケースが仕事ありきで、どうしても組合員としての意識が薄くなってしまいます。対策として、供給・派遣の仕組みや組合に関する記事も載せたスタッフフォーラムニュースを発行することにしていきます。

【全港湾】

全港湾の労働者供給事業

全港湾では全港湾中央本部が取得した労働者供給事業許可下での事業と、全港湾の支部が独自で取得した労働者供給事業許可下での事業とで労働者供給事業をおこなっています。中央本部と支部を合わせて、供給先企業が 73 社、供給対象組合員が月平均 628 人（常時供給組合員 424 人、臨時供給組合員 204 人）となっています。

全港湾中央本部労働者供給事業

全港湾中央本部の労働者供給事業は、許可を取得し、労働者供給事業を開始してから今年で 4 年目を迎えようとしています。2009 年 3 月 1 日付けで東北地方小名浜支部が新たに加わり、11 支部 13 事業所で事業をおこなっています。供給職種は、港湾荷役、船内荷役、沿岸荷役、倉庫荷役、整備工場内作業、構内作業、自動車運転手、事務、看

護師、家政婦（夫）（家事補助、介護）の10職種で供給先企業は41社となっています。供給対象組合員は月平均505人（常時供給組合員374人、臨時供給組合員131人）。年間の需要延人員は昨年度実績で34,688人、供給延人員も34,688人です。既存事業所の供給実績は前年と大きな変化はありません。

地方・支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
東北地方小名浜支部	港湾荷役、倉庫荷役 自動車運転	2社	10名（常時0、臨時10）
日本海地方新潟支部	港湾荷役、倉庫荷役 工場内作業、事務 自動車運転	5社	41名（常時41、臨時0）
日本海地方伏木支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、自動車運転	9社	21名（常時21、臨時0）
日本海地方敦賀支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	92名（常時23、臨時69）
日本海地方七尾支部	港湾荷役	2社	41名（常時3、臨時38）
日本海地方直江津支部	港湾荷役、倉庫荷役	1社	3名（常時0、臨時3）
関東地方横浜支部	自動車運転、倉庫荷役 構内作業、事務	7社	15名（常時15、臨時0）
関東地方東京支部	自動車運転、構内作業	4社	47名（常時47、臨時0）
関東地方介護・家政職支部	家政婦（夫）、看護師	1社+個人	109名（常時100、臨時9）
〃 甲府事業所	〃	〃	33名（常時33、臨時0）
〃 金沢むつみ会	〃	〃	18名（常時16、臨時2）
四国地方香川県支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役、構内作業	3社	42名（常時42、臨時0）
九州地方鹿児島支部	船内荷役、沿岸荷役 倉庫荷役	6社	33名（常時33、臨時0）

（2009年3月現在）

全港湾支部独自労働者供給事業

中央本部取得の労働者供給事業の許可とは別に、舞鶴支部、名古屋支部、大阪支部、阪神支部、長崎県支部、古仁屋支部の6支部が、労働者供給事業の許可を支部で取得して事業をおこなっています。

支部	職種	供給先	月平均供給対象組合員数
日本海地方舞鶴支部	港湾運送	3社	19名（常時1、臨時18）
東海地方名古屋支部	運送、港運	1社	5名（常時5、臨時0）
関西地方大阪支部	船内荷役、自動車運転士 誘導員、運搬・倉庫作業	10社	33名（常時33、臨時0）
関西地方阪神支部	海コン	10社	13名（常時0、臨時13）
九州地方長崎県支部	港湾荷役、船内沿岸、倉庫	6社	48名（常時8、臨時40）
九州地方古仁屋支部	港湾荷役	2社	5名（常時3、臨時2）

（2009年3月現在）

【課題点】

①〔一般派遣労働者の組織化について〕

全港湾は、企業組合スタッフフォーラムと協力しながら、一般の派遣労働者の組織化に乗り出しています。元グッドウィルから派遣されていた運輸関係や倉庫関係の職種の方々が全港湾に加入し、全港湾からスタッフフォーラムへの供給を開始しました。実績を積み重ね、組織化を進めていきます。

②〔社会保障制度について〕

経済状況の悪化により、労働者供給事業の仕事も減少傾向にあります。そのため、日雇い雇用保険を受けるに必要な、月13日以上（2ヶ月で26日以上）の就労が難しくなっている所もあり、日雇い雇用保険の適用を受けられないという事態も発生しつつあります。労供労組協と力を合わせ、日雇い労働者のセーフティーネット・社会保障制度の改善を図っていくことができないか、検討中です。

③〔港湾作業への出向と職安法違反〕

港湾などの派遣禁止業務の中で、特にグレーな扱いであった出向をめぐる問題が、横浜支部国際コンテナターミナル分会の加入で明らかにされました。全港湾に加入した新組合員(港湾労働者証を保持)に対し、当該事業者が「雇用関係はない。出向者だ」として交渉に応じようとしませんでした。そして TICT が、加入した組合員の出向契約を解除（事実上解雇）したことから、横浜支部は直ちに抗議行動に入り、10月2日ストライキに突入しました。現地におけるたたかいの一方で本部は行政に対し出向の違法性を追及し、11月4日付けで「在籍出向の労働者について港湾労働者証は交付しない」として港運業務に在籍出向が適正ではないと文書で回答させました。港湾労働に対する出向問題に一定の結論が出させることができました。

④〔労供事業の運営について〕

専従のいない支部で、労働者供給事業をどう立ち上げていくか、あるいは立ち上げた事業をどう運営していくかが、引き続き、課題となっています。

【電算労、コンピュータユニオン】

電算労、コンピュータ・ユニオンでは労供の許可を1983年12月に取得し、翌年1984年から労供事業を開始しています。2001年からは企業組合コンピュータユニオンで一般労働者派遣事業の許可を得て供給・派遣を始めました。現在、約半数の組合員がこの仕組のもとで社会・労働保険の適用を受けています。しかし、残りの半数は個人事業主として、個人契約で就労しており、国民健康保険、国民年金になっています。

情報サービス産業では東京都労働局の首都圏請負・派遣適正化キャンペーンにおいて重大な法律違反として構造的多重派遣と一人請負派遣が指摘されています。

構造的多重派遣については一朝一夕で解決できる問題ではありませんが、電算労では改善に向けて、請負・派遣適正度を計れる「請負・派遣適正指標」というものを設け、企業に公開させることにより、改善が図れるよう、運動を進めていくことにしています。

また、東京労働局の指導を受けて、元請が従来の業務委託契約を派遣契約に切り替えてくる、というケースが出ています。企業組合コンピュータユニオンが直接元受と

契約しているというケースはまれで、ほとんどの場合、間にソフトハウス等が入っています。これらの会社はコンピュータ・ユニオンから技術者の供給を受けることにより、派遣が出来るため、直供給のケースが出てきています。

【労供労連】

労供労連としての供給事業は、昨年自運労が、そして今年新運転が結成 50 周年を迎えました。そして、現在、首都圏と関西地区を中心に企業外の職能組合として約 4,000 人が清掃、生コン、タクシー、一般トラック関係の運転と清掃の作業員として働いています。

その中で、東京を除いて全国的に生コン業種に特化している状況は変わっていません。そのことから一昨年の偽装建築摘発をきっかけとした建築不況と原油暴騰の悪影響が続き、厳しい就労状況に落ち込んできました。それに追い討ちをかけてきたのが、昨年 9 月以降の金融危機から輸出産業、そして経済全般の大不況です。その結果、生コン関係の年明け以降の就労状況は、益々悪化の一途を辿っています。

もう一つの主要な就労先であるタクシー業界も、一昨年秋の運賃値上げの悪影響に加えてやはり昨年らしい急激な経済悪化による客離れが激しく、昨年比 20%近い营收減と実車率が 40%を下回るという文字通り未曾有の事態に落ち込んでいます。

そうした中で、東京段階では、清掃関係の就労、とりわけ資源車と作業員の組合員増が著しく、今では 70 から 80%の就労率になっています。しかし、清掃業界との賃金労働条件交渉は、ここ数年来厳しい対立が続いています。賃金労働条件内容に入る以前の問題として事故対策の強化が求められた一方で、賃金労働条件については現状維持となっているが、資源車賃金と局収賃金のアンバランスや早出超勤などの労働時間管理と作業員増員と賃金などの諸問題は未解決のまま持ち越されています。

また、一般トラックについては、90 年代のバブル崩壊以降は、われわれの相対的に高い賃金労働条件に対応できる中小企業が殆どなくなった結果、今では供給先のわずか数%に留まり、倒産が相次ぐこんな経済状況の中では今後も展望はありません。

過去数年来議論されてきた生コン就労以外の職種拡大への挑戦が、組合員の生活を守り、組織を拡大するために問われています。そして、新運転東京地本の（有）タブレットに続いて関西地本では、新たな供給派遣の事業体「ニューロード」を立ち上げるところまで辿り着いていますが、実際の事業開始直前になって関西労働局の壁にぶつかって苦戦を強いられています。それだけに、労供労組協は元より一昨年秋に結成された非正規労働センターやワークネットとの具体的な連携を強め、「労働組合による労供事業法」制定に向けてより一層の取り組み強化を目指しています。

【音楽ユニオン】

日本音楽家ユニオンでは、全国本部・各地方本部（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）で供給事業を行っています。

2008 年 3 月から 2009 年 2 月までの間に、50 件、148 人の会員を供給しました。内容はクラシックからジャズ・ポピュラーまで多岐にわたっています。

そのような中で昨年、全国本部運営委員会は、企画事業部で扱った供給事業の内、い

くつかの事業について担当職員が請求を忘れ未収になっていると報告をうけ、請求を行いました。相手先が倒産したものや、時効になったものもあり回収できないものがありました。現在は、その処理を進めるとともに、供給事業の請求および支払いを全国本部で一括して行うことを確認しています。

現在の音楽業界は、需要の少ない市場へ過剰に音楽家を供給しています。多くの音楽事務所が価格破壊につながるような低価格の演奏料で音楽家の派遣を行っており、金額より演奏の場を求める音楽家はその流れを助長しています。

このような状況の中、演奏の形態別の基準演奏料（ミニマム・スケール）を確立し、諸条件の改善を押し進めていくとともに、音楽家の地位向上と契約関係の確立、著作権隣接権における権利の拡充（私的録音・録画保証金制度の見直しと存続など）にむけての活動が、音楽ユニオンに求められています。

【全日建運輸】

全日建連帯労組関東支部は、2003年9月に労供事業許可を取得し、2004年4月から供給事業を開始しました。

供給職種は自動車運転手で、現在の供給先企業は3社（生コン2社、セメント輸送1社）となっています。2008年供給実績は、供給延べ人員813名（2008年1月～12月）、供給対象組合員は月平均8名（常時供給組合員3名、臨時供給組合員5名）です。

これまで細々と供給事業を行ってきましたが、2008年7月より供給先が増え、臨時供給を含め供給実績が増え始めています。

今後も生コン、セメント輸送での労供事業拡大に務めていきます。

また、全日建としては静岡、新潟で新たに供給事業を開始する準備を始めています。

【しごと情報ネットの活用】

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」では2003年の7月から供給先・派遣先の仕事情報の提供を開始しています。

労供労組協では一般参加機関として供給先の仕事情報の提供を行っています。コンピュータ・ユニオン（SE、プログラマー）やスタッフフォーラム（OAスタッフ）の案件情報を中心に掲載しています。仕事情報の詳細は労供労組協ホームページ（<http://www.union-net.or.jp/roukyo/work/index.html>）に掲載し、そこから応募できるようにしています。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

今期は新たな仲間として、昨年5月19日に三重一般労働組合（ユニオンみえ）、7月11日に奈良ユニオンが加盟しました。

ユニオンみえは10月1日に労働者供給事業の許可を新たに得ており、これから事業に取組もうとしているところです。

今後も全国の労供組合（資料3.労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト参照）にろうきょう通信を送るなどして、参加の呼びかけを行ないたいと思います。

2.他団体、行政との協力

NPO 派遣労働ネットワーク、「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議や他の非正規労働者に関する運動体などと連携を強化して運動を進める。

NPO 派遣労働ネットワーク (<http://haken-net.or.jp/>) では派遣スタッフの権利向上のために、さまざまな活動を行っています。

昨年(2019)の6月28日(土)、29日(日)の2日間に第21回派遣トラブルホットライン(資料5参照)が開催されました。

今回のホットラインの特徴・ポイントは以下の通りです。

- ①「違法派遣の温床」日雇い派遣の結末が示すもの
- ②相も変わらぬ契約中途解除・「細切れの契約」
- ③横行する違法派遣・偽装直接雇用
- ④「契約」と「実態」の大きな乖離
- ⑤構造的に生みだされるセクハラ・パワハラ
- ⑥山積する課題

また、昨年(2019)の2月に「今こそ派遣法の抜本改正を」という小冊子を作り、派遣法の改正について以下の要求を掲げています。

- ①派遣対象業務自由化をやめ、専門業務に限定を
- ②直接雇用の原則と常用代替防止を明文化
- ③違法派遣・偽装請負は許さない
- ④派遣先に「みなし雇用」責任を
- ⑤登録型労働契約を禁止し、常用型に転換を
- ⑥「専ら派遣」の禁止など許可条件の強化を
- ⑦派遣マージンの上限規制を
- ⑧事前面接禁止の徹底を
- ⑨あらゆる差別を撤廃し、均等待遇の実現を
- ⑩派遣元・派遣先「共同責任制」の拡大を

「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議 (<http://associated-work.jp/>) では全国各地の3月議会に向けて、「協同労働の協同組合法」法制化を求める意見書活動を、取り組んでいます。これまで、416の自治体(市町村、都道府県)で意見書が採択されています。

昨年末、各地の地方新聞で紹介され、また今年(2020)の2月にも日本経済新聞で「職を求める『求職』『就職』という働き方から、仕事をつくり、職を担う『創職』『担職』が必要になってきたという思いを強めている。」と紹介されています。

1年前には「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足するなど、法制化へ向けての動きが活発化して来ています。

協同組合法の理念は「共同労働、共同経営」です。障害者も、女性も、そして若者も、協同して働く機会を得て社会に積極的に参加できる、そんな社会を目指します。

日本労働組合総連合会（以下、連合）は「非正規雇用で働く人たちの、賃金・労働条件の改善やネットワークづくりなどに取り組む」として、2007年10月15日に「非正規労働センター」を立ち上げました。発足以来、労供労組協は連合、非正規労働センターに非正規労働者の運動、組織化には労供事業が有効だとの話をしてきました。そして、連合、非正規労働センターと労供労組協、それから元労供労組協副議長で現在、労働者福祉中央協議会（中央労福協）事務局長の高橋均さん及び國學院大學教授とともに労供事業研究会準備会を昨年9月3日以降5回開催しました。今年の5月23日、24日に開催される社会政策学会第118回大会の分科会で「労働者供給事業の歩みと課題・展望」をテーマに報告を行う予定にしています。

行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員に引き続き参加する。

労供労組協から労働者派遣事業適正運営協力員には太田武二、後藤常康、松本耕三および横山南人の4名の委員、しごと情報ネット運営協議会委員には横山南人、同じくしごと情報ネットサービス検討会に青谷充子を委員として出しています。

さらに、今期は厚生労働省の職業分類の改定に向けた職業分類改訂委員会に横山南人が参加しました。

平成20年度の労働者派遣事業適正運営協力員会議（資料7参照）は昨年6月18日と今年3月16日（予定）に開催され、昨年6月の会議では平成19年度における労働者派遣事業、職業紹介事業に係る業務取扱状況の報告および平成20年度の行政運営についての話がありました。

平成20年度中の行政処分として、昨年10月3日、(株)フルキャストに対して労働者派遣事業停止命令および労働者派遣事業改善命令が出されています。

しごと情報ネット運営協議会は昨年10月3日に第28回、今年1月27日に第29回の協議会が開催され、定例の参加機関に係る認定申請状況、しごと情報ネットの状況（サイトのアクセス数など）やケータイ版マイページの状況などの報告（資料6参照）がありました。第29回協議会では、派遣求人も掲載している関係で、労働者派遣法改正の概要について事務局より説明がありました。また、日雇雇用求人情報掲載について討議されました。

職業分類改訂委員会は厚生労働省職業分類の2010年の改定に向けて、労働政策研究・研修機構にて開催されました。第1回から第6回までの委員会が昨年6月3日から12月24日までの間にあり、第6回委員会で細分類項目改訂素案を確定しました。

今後は今年度中に日本標準職業分類の改定案に沿って大・中・小・細分類項目を整理し、改訂原案を事務局で作成します。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。

労供事業で働く組合員は雇用労働者です。労供組合の事業主性確保について労供労組協では長年、厚生労働省に要請をしてきました。その答えとして 1999 年 12 月の職安法改正で供給・派遣の仕組みの元、擬制的に事業主性を確保し、社会労働保険を適用できるようになりました。

しかし、供給・派遣の派遣部分で派遣法が適用されるため、期間の延長ができなかったりするなど、供給にはない制限があるため、労供組合を社会労働保険の適用事業者となるよう引き続き運動を進めます。

労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

企業組合ケアフォーラムではホームページ (<http://www.care-forum.com/>) でヘルパーの一般の業者に比べて高い賃金レベルを公開しています。また、コンピュータ・ユニオンの労供事業宣伝（求人）ページ (<http://www.union-net.or.jp/>) でも、賃金の実態を公開するなど、統一的な労働条件形成にまでは至りませんが、それに向けての足がかりにできればと思います。

4. 運営

- ①事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- ②機関紙「ろうきょう」を発行する。
- ③幹事会を総会月、秋季学習会以外にも開催する。
- ④秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- ⑤会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

労供労組協事務局ニュース「ろうきょう通信」を No.26 から No.32 まで発行（資料 4.参照）しました。

機関紙「ろうきょう」については今期発行しませんでした。

幹事会は昨年 7 月 11 日に「供給派遣による派遣労働者の組織化 —企業組合スタッフフォーラムの活用—」をテーマに 11 組合 16 名の参加の下、開催されました。

1999 年 12 月に職安法が改正で供給・派遣の仕組みができたこと、その派遣事業体の第 1 号として企業組合スタッフフォーラムを発足し、2000 年 1 月 1 日に供給・派遣を開始したこと、2008 年になって第 2 事業部を発足し、製造業等の派遣を開始したことなどが報告されました。そして、更なる発展に向けての討議がなされました。

2008 秋の学習会は昨年 11 月 16 日、17 日に三浦海岸のマホロバマインズ三浦にて 11 組合 17 人の参加の下、開催されました。今回は関西からも 3 組合、3 名の参加がありました。(資料 4-7 参照)

最初に連合非正規労働センターの龍井葉二総合局長より「連合の非正規雇用に関する取り組み方針」をテーマに講演があり、その後、伊藤彰信議長より「労供労組協の取り組みについて」をテーマに労供労組協結成の経緯や労供労組協のこれまでの運動、そして課題などについて話がありました。

龍井さんからは「非正規労働者は 35.5%にも達し、今となっては、非正規問題は端っこの問題ではない。この問題は個別の雇用問題というだけでなく、社会保障システムの立て直しも必要だ。」という話がありました。派遣におけるさまざま問題が噴出している今こそ、労働者のための派遣を行っている労働組合の労働者供給をアピールし、供給・派遣の仕組みの元で、供給事業の拡大を図り、非正規労働者のための運動を進めたいと思います。

II.2009 年度活動方針

1.主な活動課題

(1)労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定を求める。
- ②労働局統廃合に反対するなど、職安行政の動向に対応し、厚生労働省や東京労働局などへの要請を行う。
- ③労働者性の追求と雇用関係の拡大
 - a.労働基準法の適用対象（労働者概念）の拡大
 - b.労働契約法の適用拡大（推定規定の導入）

(2)「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ①企業組合スタッフフォーラムの供給・派遣を拡大する。
- ②「供給・派遣」や「供給・請負」などによる労働者事業体づくりを拡大する。
- ③しごと情報ネットの活用をはかる。
- ④パソコン教室の活用など職業教育をおこなう。
- ⑤違法な派遣、請負を摘発し、労働条件や法令順守などにおける「供給・派遣」や「供給・請負」の優位性を示す。

(3)労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

2.他団体、行政との協力

(1)NPO 派遣労働ネットワーク、「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議や他の非正規労働者に関する運動体などと連携を強化して運動を進める。

(2)行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

3.労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1)労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。
- (2)労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4.運営

- (1)事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2)機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3)総会を年1回、幹事会を年3回開催し、4役会議は随時開催する。
- (4)秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5)会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。